

【会議録】 実施日時：令和5年3月14日（火）14:00 から 15:00 まで

| | | | |
|-------|--|------|-------------------|
| 会議名 | 令和4年度越谷市労働報酬等審議会 第3回会議 | 実施場所 | 中央市民会館5階 特別会議室 |
| 件名／議題 | 1 開会 2 議事 (1) 報告事項 令和3、4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について (1) 協議事項 ①建設工事に係る労働報酬下限額について ②見習い・手元等に係る労働報酬下限額について 3 その他 ①答申式について 4 閉会 | | |
| 出席者等 | 【出席委員】 江原委員、山本委員、高橋委員、濱口委員、戸石委員、斉藤委員 【事務局】 契約課：大熊課長、並木調整幹、横山主事 | | |
| 会議資料 | ・ 会議次第・委員一覧 ・ 【報告事項】 令和3、4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について 【資料1】 ・ 【協議事項】 ①建設工事に係る労働報酬下限額について、②見習い・手元等に係る労働報酬下限額について 【資料2】 ・ 別紙（参考）「令和4年度」労働報酬下限額について（答申）写し | | |
| 内容 | 別紙 「会議録（要旨）」 のとおり | | |

【合意・決定事項等】

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事の労働報酬下限額は、設計労務単価等の90%を基準とする。 ・ 「手元」については現場の実態に合わないため、特例的な労働報酬下限額の対象から除外する。 ・ 「見習い」及び「年金」に係る労働報酬下限額は、軽作業員の下限額の80%を基準とする。 ・ 付帯意見として、①「見習い」の対象範囲を明確にするための調査を今後行うこと、②「年金受給者」に係る特例下限額の設定の必要性について今後調査を行うこと、の2点を付す。 |
|---|

【会議録（要旨）】

開会

契約課長の司会により越谷市労働報酬等審議会第3回会議の開式。

議事

(1) 報告事項 令和3、4年度労働報酬下限額適用案件の履行状況等について

(事務局)

令和3年度は、公契約条例の対象案件として発注した工事請負は13件、業務委託は35件、指定管理協定は19件の計67件が労働報酬下限額の適用となった。対象契約に従事した労働者数は、工事で393名、委託では429名、指定管理協定では423名となり全体で1,245名の方が従事した。

工事において対象となっていた職種は、見習い、年金受給者も含め21職種あり、全職種において労働報酬下限額以上の支払いがされていると報告があった。また、業務委託、指定管理においても、全ての案件で下限額を上回る額で支払いされているとの報告を受けた。なお、労働条件等、関係法令の遵守状況の報告につきましては、全ての案件において、全項目が適正に遵守されていることを確認。

令和4年度は、工事が16件、業務委託が32件、指定管理協定が0件で計48件が公契約条例の対象案件となっている。

現段階で対象案件に従事している労働者数は、全体で794名、まだ報告を頂いていない案件も多い状況だが、報告をいただいている全ての案件において、下限額以上の賃金が支払われていることを確認した。

【委員意見及び協議内容】

特になし。

(2) 協議事項 ①建設工事に係る労働報酬下限額について

(事務局)

1 「令和4年度建設工事労働報酬下限額の設定状況」

- ・令和4年度は、国の公共工事設計労務単価が示された職種については公共工事設計労務単価の90%を基準とすることで設定している。
- ・国の設計労務単価が示されない職種4職種は、過去の労務単価に伸び率をかけるなど、ある一定の基準をもって設定している。

2 「令和5年度建設工事労働報酬下限額について」

- ・ 2月14日に国から公表された公共工事設計労務単価は、全国平均で、昨年度の2.5%引き上げに対し、5.2%の引き上げとなった。埼玉県においては、昨年度の1.93%から6.80%と引き上げ率はさらに上がった。
- ・ 事務局の「対応案」としては、条例施行当時からこれまでと同様、引き続き設計労務単価の90%を基準としたい。
- ・ 「屋根ふき工」についても、昨年度と同様、平成22年度の単価に、以降の埼玉県の単価伸び率を乗じた額を設計労務単価とみなし、1時間あたり2,960円としたい。
- ・ 「タイル工」「建具工」「建築ブロック工」についても、昨年度と同様、令和4年度の県の単価に、今回の伸び率を乗じた額を設計労務単価とみなし、1時間あたり2,932円としたい。

【委員意見及び協議内容】

国の労務単価が示された47職種及びそれ以外の4職種いずれについても、昨年度と同様の積算方法である「事務局の対応案」のとおりとすることで了承。

(2) 協議事項 ②見習い・手元等に係る労働報酬下限額について

●下限額の設定対象について

手元

- ・ 手元は「作業の補助を行う者」という、役割としての意味合いが強く、「習熟度・経験年数が低い作業員」という意味の見習いとは異なることから、見習いと手元を一つにまとめることは誤解を招く

○手元を特例的に低い水準を設定する対象から外す。

見習い

- ・ 見習いの定義についてのヒアリングを行ったが、定義を年数等で定めている事業者もいれば、技術力で判断する等あいまいな事業者も存在する。

○引き続き下限額設定の対象とし、次年度以降明確な定義付ができるよう調査する。

年金受給者で支給額を調整している労働者

- ・ 労働者に対するアンケート結果において、支給額の調整を行っている労働者が1人存在する。
- ・ 令和4年4月1日より、支給調整基準額（月額）が28万円から47万円に変更されたが、月に47万円も受給していれば調整は必要ないのではないか。
- ・ 60-65歳の労働者が、月47万円支給されている可能性は低い。
- ・ 年金を月10万円（年間120万円）支給されている人はかなり少ないのではないか。
- ・ 建設業界において、60-65歳の労働者でも現場監督・職長や経験などが豊富な人

であれば、月額47万円を超えて賃金をもらっている可能性はある。

- 上記の通り、労働者に対するアンケート結果において、支給額の調整を行っている労働者が1人存在すること、また、建設業界であれば、月額47万円を超えて受給している可能性があるため現状維持とするべき。また、下限額の設定の必要性について次期以降継続審議とする。

【委員意見及び協議内容】

各委員から賛同の意見有り。

●下限額の基準について

見 習 い

- ・見習い（※1～2年間の職歴がある労働者を想定）で時給1,467円であれば、月額26万円程度の支給となるので、賃金水準として特に低いということはない

- 上記より、基準は現行のとおりとする。

年金受給者で支給額を調整している労働者

- ・現行の基準で問題ない

- 現行のとおりとする。

【委員意見及び協議内容】

各委員から賛同の意見有り。

●年金受給者で支給額を調整している労働者の下限額に関する質疑

Q. 60-65歳の公務員の年金支給額はどのくらいか？。

A. 正確に把握はしていないが、支給を受ける場合、繰り上げ支給される形となることから、支給額は10万円より少なくなることが想定される。

Q. 年金受給者で支給額を調整している労働者を、下限額の設定対象から外している自治体はどのくらい存在するか。

A. 特例的に下限額を設定している全17自治体中13自治体で当該労働者に特例的な下限額を設定している。

【その他意見】

- ・付帯意見の表現について

設計労務単価が設定されていない業種等については、設計労務単価によらず別途下限額を定めていることから、令和4年度の答申書においては、「設計労務単価等」という記載にする。

- ・付帯意見として下記を記載する

- (1) 見習いとして従事する労働者等については、通常の労働報酬下限額よりも低額に設定することに見合った対象範囲をより明確にする必要があるため、その定義について、次期以降の審議会において、アンケート結果等を踏まえて検討されたい。
- (2) 年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等については、調整基準が変更されたことも踏まえ、特例下限額の設定の必要性について、次期以降の審議会において、アンケート結果等を踏まえて検討されたい。

閉会